

## オミクロン株の特徴を踏まえた取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴い、本県においても、保健・医療提供体制の負荷が増大しております。

県では、こうした状況を踏まえ、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」に基づき、従来の電話連絡の対応とする対象者を重点化することで、健康観察の迅速化を図ることとしました。

### 1 新型コロナウイルス感染症陽性患者に対する対応

従来どおり、医療機関で検査等を行い、発生届が提出された場合の対応

区分	【従来通り継続】 電話連絡	【新しい方式】 SMSによる連絡
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在中等症以上の症状のある方</li> <li>・65歳以上の方</li> <li>・65歳未満の重症化リスク因子※を持つ方</li> <li>・妊娠している方 ・2歳未満の方</li> <li>・その他保健所が必要と判断した方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記以外の方</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所から架電し調査、健康観察を実施</li> <li>・症状に応じて療養先(入院,ホテル等)を決定</li> <li>・パルスオキシメーター・生活支援物資の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体調悪化時等の連絡先を伝達</li> <li>・基礎疾患がある場合、保健所による健康観察が必要な場合、体調悪化した場合等は本人から連絡をもらう</li> <li>・MyHER-SYSによる自主的な健康観察</li> <li>・本人の希望により生活支援物資の配布</li> </ul>

※ ワクチン未接種（1回のみ含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI値30以上）、臓器移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下

### 2 濃厚接触者の特定（同一世帯内の同居者）

一律に聞き取り等を行わず、陽性患者に対し、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨をSMSで周知することにより行う。なお、65歳以上の方や65歳未満の重症化リスクのある方がいる場合は、連絡をもらうこととする。

### 3 濃厚接触者の検査調整

濃厚接触者のうち65歳以上の方、65歳未満の重症化リスクのある方が発症した場合は、保健所が検査調整をする。

### 4 各種通知の取扱い

- ・各種通知書類（療養通知、発生届出内容通知）はSMS等を使用する。
- ・陽性者の療養期間、濃厚接触者の待機期間は初めに通知する。
- ・疫学調査時又はSMSにより協力を求めることにより、就業制限通知は行わない。
- ・療養証明書はMyHER-SYSの画面を活用する。

### 5 変更時期 令和4年7月28日付け発生届から